

答 申 第 115 号
令和 2 年 10 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について
(答申)

令和 2 年 3 月 27 日付け諮問第 157 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

花と緑を愛でる会出席者名簿

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、第5の2(3)アに掲げる者の氏名、同イ及びエに掲げる者の職氏名、同オに掲げる者の職名並びに第5の2(4)ア及びイに掲げる者の氏名は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和元年12月9日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年12月16日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和元年12月24日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次のとおりである。

- (1) 令和元年度秋の花と緑を愛でる会出席者名簿（以下「文書1」という。）
- (2) 平成30年度秋の花と緑を愛でる会出席者名簿（以下「文書2」という。）

5 諮問

令和2年3月27日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件対象公文書について、本件処分を取り消し、全面公開に変更することを求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求書

条例の前文に「県が保有する情報の公開は、県民の県政への参加を促進し、公正で透明な県民に開かれた県政を実現するために不可欠なものであり、」という記載があり、その趣旨を踏まえ、意見を述べる。

公開された名簿を見ると、県会議員、県行政委員会委員、市長、町長など現職で公職に就いている人と県OBである県顧問について、職、氏名を公開している。

そもそも、花と緑を愛でる会（以下「本会」という。）を開催する目的は、県政の推進に貢献のある団体や市町等の代表者を対象として、県幹部からこれまでの活動への感謝と労いを行うとともに、意見・情報交換を促進し、「参画と協働の県政」推進につなげることとなっている。

その内容から考えると、本会に招待されることは、県民にとって光栄なことであり、通常他人に知られたくない情報にはあたらない。

ちなみに、兵庫県功労者表彰被表彰者名簿は、氏名、肩書き、住所（市区町名）まで、県HPにおいて公開されており、兵庫県文化賞・科学賞・スポーツ賞・社会賞受賞者は、氏名、年齢、住所、役職名、分野、業績等まで県HPで公表されている。

非公開になっている個別の参加者から考えてみると、県編集部会はマスコミ各社の支局長クラスが構成メンバーであり、個人として招待したものではないことから、職、氏名の公開は当然だと考える。

長期ビジョン審議会委員は、県HPの議事録において、氏名、所属団体、役職が公表されており、既に公表されている情報であり、非公開の理由がない。また、会議の時は委員として、県の仕事を一部担い、それによって報酬をもらっていることを考えると、本会の出席についても、意見、情報交換を目的としていることから、公務に準ずるものであり、氏名の公開が必要である。

各地域ビジョン委員は、県民の意見を県政に反映させるために活動しており、本会への参加が、同委員による活動の一つとなっていることから、準公務であ

り、公開が妥当である。特に委員長は、県HPで公開された審議会議事録において、氏名、肩書きが公表されており、非公開にする理由がない。

文書1を見ると、ほとんどが団体を代表して参加しており、知事などとの個人的関係で参加しているものではなく、団体役職名、氏名は、通常他人に知られたくないものとは認められない。

また、団体代表者や役職員の場合は、所属団体HP等において、氏名、役職名が公表されている場合もあり、非公開にする理由がない。

特に、兵庫県の外郭団体である兵庫県芸術文化協会や兵庫県青少年本部などは公益的事業を行っていることや、県の出資や事務委託している場合も多々あり、氏名、役職名の入った役員名簿が公開されている場合が少なからずある。県の関係団体である青年洋上大学同窓会も役職員名簿を公開している。

繰り返しになるが、H30年文化賞、スポーツ賞受賞者は、県HPにおいて、氏名、肩書きは公表されており、非公開にする理由がない。

逆に、役職名、個人名を公開することで、公費が支出されている事業で、恣意的な参加者選定になっていないか検証することができ、効果的・効率的に公費を支出することに繋がる。

本会は、講演会などのように全ての人に開かれたイベントではなく、参加者が限定され、バスでの送迎や県施設の無料チケットの提供、民間団体から弁当の提供等を受ける県事業への参加であり、県などから一定の便益を受けることから、一律の非公開になじむものではない。公開を前提に考える必要がある。

審議会が、もしも、参加者名の非公開が妥当だと考えるのであれば、参加者の選考が恣意的にならないようにするために、役職名だけでも公開することが必要である。

2009年にテレビニュースで、兵庫県の事業である「花を愛でる会」が取り上げられ、選挙前に無料で弁当などが提供され、招待される団体メンバーの代表等をしている知事後援会メンバーも27名招待され問題があるのではとの報道があった。当時、参加者名簿にある職・氏名は公開されていた可能性がある。

テレビ報道後、公費で支出されていた弁当は、県の委託事業を受けている兵庫県米穀事業協同組合から、無料で提供してもらうようになり、和菓子なども他の団体等から提供してもらっているようである。一部物品販売もあるとのこと。

ちなみに兵庫県米穀事業協同組合職員によると、令和元年度は1個700円程する弁当を約700個無料で納入したとのことである。

話を戻すと、その報道の後に、年2回開催されていた花を愛でる会は年1回となり、名称も「花と緑を愛でる会」に変更となった。しかし、参加者にとっ

ては、県がバスを借り上げ無料送迎し、無料で弁当を提供し、無料でお菓子を
提供し、県施設の招待券をお土産として配布するなど、至れり尽くせりの対応
となっている。

また、県職員OBの中には、井戸知事の後援会である新生兵庫のメンバーが
少なくとも4名入っている。令和元年度、県各部総務担当課長に配布された招
待者選考要領によると、全体で1,300名程度推薦し、部局推薦は455名、県民
局推薦は約175名、秘書課推薦は約670名となっている。秘書課推薦が多いが、
井戸知事の後援会メンバーが恣意的に推薦されていないかのチェックは必要
である。経済界代表17名、地域活動協力者8名は、団体を代表しておらず、
どういう選考基準で選ばれたのか、その職、氏名を公開し、説明が必要である。

県には、公正で透明な県民に開かれた県政を実現するために、上記の説明責
任が生じていると考えられる。

以上のことから、本会の出席者氏名、職名について、公開することの公益性
の方が大きく、その公開を求め、審査請求する。

(2) 意見書

弁明書では、公務員の職、氏名については、「通常他人に知られたくないと
認められるもの」に該当しないと解され、それについては公開、県職員OBも
同様の扱い、それ以外は全て非公開になっている。

しかし、憲法学者である木村草太氏が、新聞紙上で、首相主催の「桜を見る
会」の参加者名について、「当日出席した人は、政府に称賛されたことを受け
入れた人ですよね。だから氏名はプライバシー権で保護される情報には当たら
ないと思うのが一般です。当日出席した人たちの氏名は、公開しても違憲・
違法ではないでしょう。そもそも、当日の様子は報道機関のカメラが入って、
官邸ホームページでも様子を公開しています。もし政府の主張どおり、出席者
が誰かということがプライバシー権で守らなければいけない個人情報である
のならば、カメラなど入れてはいけないわけです。(一部略)桜を見る会会場
は、報道カメラが入るなど半ば公の場となっているため、参加者の氏名は当然
公開されていい情報です。参加者は会場に来た時点で氏名の公開に同意した、
とみなしていいと思います。」と述べている。

私は、本会の参加者氏名、肩書きの公開についても同様に考えている。本会
参加者は、県に称賛された人たちである。また、本会当日は、テレビカメラが
入り、その様子がニュース番組で放送され、一部参加者の顔を隠すことなく流
されている。本会の会場は半ば公開の場となっている。

さらに、非公開となっている参加者の詳しい情報は分からないが、県から外
郭団体に派遣されている職員が、外郭団体等職員として参加している場合があ

り得る。それも、県職員として参加という意味合いも持ち、職務上参加していることから、氏名等の公開が必要である。

また、県職員OBが、県と密接な関係にある外郭団体職員等として参加している場合があり得る。これも公務での参加と実質的に同じであり、氏名等の公開が必要である。

県議会議長経験者も、県職員OBと同じく、私人ではあるが、公務に準ずるものとして、氏名等の公開が必要である。

以上のことから、本会の参加者名、肩書きは、全て公開すべき情報だと考えられる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本会を開催するにあたり、実施機関の担当者が出欠確認等の事務の都合により作成した出席者名簿である。

2 本件公開請求に係る決定について

実施機関は、本件対象公文書の一部に条例第6条第1号に規定する非公開情報が記載されているとして、本件処分を行った。

3 本件処分の妥当性について

文書1の非公開部分には、職氏名が、文書2の非公開部分には、氏名が記載されている。当該部分は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。また、文書1の職のみを公開したとしても、他の情報と容易に関連付けることができ、間接的に特定の個人を識別することが可能である。

本会に出席したことは、明らかに公務である場合を除いて、私生活に関する情報を含んでいる。また、本会の出席者から、出席者名簿を作成することや出席者名簿を公開することの同意は得ておらず、過去においても、出席者名簿を公表した事実はないことから、当該非公開部分は、実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報には当たらない。

したがって、当該非公開部分は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する。

なお、本件対象公文書に記載されている者のうち、職務として出席したと認められる公務員の職氏名又は氏名については、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないと解されることから、文書1においては職氏名を、文書2においては氏名を公開した。

4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書において第3の1(1)のように主張するが、上記3でも述べたように、マスコミ各社の支局長、審議会委員、各地域ビジョン委員、団体の代表者等が本会に出席したことは、公務員の職務の遂行に係る情報にはあたらないこと、並びに本会の出席者に対して職氏名又は氏名を公表することについて同意を得ていないこと及び過去にも出席者の職氏名又は氏名を公表した事実はないことから、本件対象公文書の一部が条例第6条第1号に該当するとして部分公開としたものである。

また、表彰の受賞者、審議会委員、地域ビジョン委員長、団体の役員等の氏名や役職名等がホームページ等で公表されているからといって、個人の行動に関する情報を公表することまで認められるとはいえず、これらの者が本会に出席したという理由にはならない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

5 審議会から確認を求めた事項について

(1) 2009年のテレビニュースでの報道等について

2009年にテレビ放送された内容について、出席者名簿を公開したのかも含めて実施機関に記録は残っていない。当時の担当者からは、当日、テレビ局が突然現場に来たと聞いている。

また、本会にテレビカメラが入ることは想定しておらず、案内状にも書いていない。

このように、テレビカメラについて案内状に書いておらず、一般的にも周知されている事項とはいえないことから、本会への出席を公にすることについて、出席者が了解しているとは考えられない。

(2) 本会への招待者の選考等について

ア 招待者の選考

本会は功績に対し顕彰するという意味はもたず、日頃から各分野・地域で活動している方と直接意見・情報交換を行う場として開催している。

このような趣旨から、本会への招待者は、県政との関わりや日頃の活動等を踏まえ、各部局で個人を選考している。選考にあたって関係団体から県に

推薦を受ける形をとっておらず、団体ごとの人数枠も設けていない。

文書1の中では、関係団体（地域活動団体、業界団体、公社、ひょうご県友会、各審議会）の現役職員・元役職員、経済界代表及び地域活動協力者について、個別に選考している。関係団体の役職員については、県に密接に関連する団体に属しているが、本業を持ちながらボランティア的に団体の役職をされている方や、日頃から県政の推進にご協力いただいている方など個人の活動内容等を勘案しながら選考しており、個別の団体の肩書きのない「経済界代表」、「地域活動協力者」については、現在は関係団体等の肩書きはないが、各々の分野・地域で活動されていた方を選考している。

イ 案内の方法等

案内状は団体あてではなく、招待者へ個別に送付しており、代理出席は想定していない。

(3) 審議会委員等について

各審議会委員は特別職の県職員であるものの、本会への出席に関して報酬を受けておらず、本会に出席したことは私的な行為に関する情報と考えられる。

また、地域ビジョン委員は特別職の県職員ではなく、普段から無報酬でボランティア的に活動する方々であり、本会に出席したことは私的な行為に関する情報と考えられる。

(4) まとめ

以上のとおり、本件対象公文書に団体名や役職名が記載されている者（公務員を除く。）であっても、本会に出席したことは、法人等を代表する者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報とはいえ、個人の社会的活動としての側面を有する私的な行為に関する情報であり、条例第6条第1号に該当し、非公開とすべきである。

また、団体名や役職名がない者（元職を含む。）についても、本会に出席したことは私的な行為に関する情報であることから、条例第6条第1号に該当し、非公開とすべきである。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書の一部が条例第6条第1号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分で非公開とした部分の公開を求めているが、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

2 条例第6条第1号の該当性について

(1) 非公開とした部分

実施機関が非公開とした部分は、文書1における出席者（職務として出席したと認められる公務員を除く。）の職氏名の記載部分（以下「非公開部分1」という。）及び文書2における出席者（職務として出席したと認められる公務員を除く。）の氏名の記載部分（以下「非公開部分2」という。）である。

(2) 通常他人に知られたいと認められるものについて

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるものが公文書に記録されている場合は、非公開とすることを定めている。同号の通常他人に知られたいと認められるものとは、特定の個人の主観的判断のいかんを問わず、社会的通念に照らして判断すると、他人に知られたいと思うことが通常認められる情報をいうとされている。

そうすると、県政推進に貢献があった者として本会に招待され、出席したことは、名誉なことであって、通常他人に知られたいとはいえないという考えもあり得るが、実施機関によれば、本会の出席者に対して職氏名又は氏名を公表することについて同意を得ていないこと及び過去にも出席者の職氏名又は氏名を公表した事実はないことから、出席者も自己の職氏名又は氏名が公開されることを予想する状況にはなかったものと解される。このような状況の下で、出席者の職氏名又は氏名を公開することは、本会開催当日の個人行動の一部を公開することになるから、非公開部分を一律に公開することは相当ではなく、出席者ごとに同号の該当性を判断すべきと考えられる。

(3) 非公開部分1の条例第6条第1号の該当性

非公開部分1には、職名と氏名が記載されている場合と職名の記載がなく氏名のみが記載されている場合がある。

このうち、職名の記載がない出席者については、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に在職する者としてではなく、個人として本会へ招待されており、一部の者を除き、本会への出席は個人的な行動に関する情報と認められることから、その氏名は、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

しかし、次のアに掲げる者の氏名は、同号に該当せず、公開すべきである。

ア 県議会議長経験者のうち県議会議員である者

県議会議長経験者のうち本会開催時において県議会議員である者については、かつて議長として県政推進に貢献したという立場で出席したと解されるものの、実施機関が本件処分において公開した他の県議会議員と同様に、本会への出席は公務員の職務遂行に関する情報と同視しうるものでもあることから、「通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当しないと解される。

したがって、その氏名は、条例第6条第1号には該当せず、公開すべきである。

一方、職名と氏名が記載されている出席者については、次のイ及びエに掲げる者の職氏名並びにオに掲げる者の職名は、条例第6条第1号に該当せず、公開すべきであるが、ウに掲げる者の職氏名及びオに掲げる者の氏名は同号に該当し、非公開が妥当であり、その理由は以下のとおりである。

イ 自衛隊、海上自衛隊、県町教育長会、兵庫県立大学、在外公館及び世界保健機関からの出席者

実施機関の説明によると、職務として出席したと認められる公務員の職氏名又は氏名については、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当しないと解されることから、文書1においては職氏名を公開したとしている。

この説明について検討すると、自衛隊、海上自衛隊及び県町教育長会からの出席者は、常勤の公務員であり、平日の勤務時間中に開催された本会に休暇等を取得して出席しているとは想定できないことから、これらの者の本会への出席も公務員の職務遂行に関する情報と解される。

次に、兵庫県立大学からの出席者については、兵庫県立大学はこの条例の対象となる地方独立行政法人であることから、実施機関が本件処分において公開した公務員と同様に、本会への出席は公務員の職務遂行に関する情報と同視しうるものとして「通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当しないと解される。

そして、在外公館からの出席者（現に職員である者に限る。）及び世界保健機関からの出席者については、外国政府又は国際機関の職員であるものの、公務員の職務遂行に関する情報と同視しうるものとして、「通常他人に知られたくないと認められるもの」には該当しないと解される。

したがって、自衛隊、県町教育長会、兵庫県立大学、在外公館及び世界保

健機関からの出席者の職氏名は、条例第6条第1号には該当せず、公開すべきである。

ウ 審議会等の委員

私立学校審議会、農林水産政策審議会、都市計画審議会、開発審査会及び建築士審査会の委員は、非常勤の公務員であるものの、本会への出席は審議会等の業務として行われたものではないため、公務員の職務遂行に関する情報とは解されず、個人的な行動に関する情報であると認められる。

したがって、当該委員の職氏名は、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

また、兵庫県人権擁護推進懇話会の委員は、公務員ではなく、本会への出席は個人的な行動に関する情報であると認められることから、当該委員の職氏名は、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

エ 法人等（国、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下同じ。）からの出席者のうち役職員

実施機関の説明によると、法人等の代表者であっても、個人として本会へ招待しているとのことである。

しかしながら、令和元年度の本会の開催趣旨や招待者選考要領によれば、「県政推進に貢献のある団体や市町の代表者」が対象となっていることに鑑みると、法人等からの出席者のうち役職員（本会開催時において法人等の代表者その他の役員又は職員である者をいう。以下同じ。）は、在職する法人等において県政推進に貢献したという立場で出席したものと解され、その出席に関する情報は、法人等の職務の遂行に関する情報と解することが相当であり、条例第6条第1号の個人に関する情報には該当しない。

なお、法人等の役職員に関する情報について、条例第6条第1号及び第2号の非公開情報のいずれによって判断すべきかについては、大阪市公文書公開条例に基づく非公開決定処分の取消訴訟において、最判平成15年11月11日民集57巻10号1387頁は、「法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開情報が規定されているものと解するのが相当である」とし、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、個人に関する情報の非公開情報に当たらないと判示している。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報も含まれると解するのが相当であると述べている。本件にお

いて、本会へ出席した法人等の役職員は、県政推進に貢献のある法人等を代表して出席したものと解され、その出席に関する情報は、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者以外の役職員に関する情報であっても、上記判決の「法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報」に相当すると解されることから、条例第6条第1号の非公開情報には該当しない。

また、法人等の役職員が本会に出席したという情報について、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある場合には、条例第6条第2号に該当し非公開とすることができるが、本件の場合、法人等の名称は既に公開しているし、県政推進に貢献のある法人等の役職員が出席したことを公にしても、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、同号の非公開情報にも該当しない。

したがって、法人等からの出席者のうち役職員の職氏名については、公開すべきである。

オ 法人等からの出席者のうち元役職員

法人等からの出席者のうち元役職員（上記エの役職員以外の者をいう。以下同じ。）は、かつて法人等に在職し県政推進に貢献したという立場で本会へ出席したものと解される。その出席に関する情報を法人等の職務遂行に関する情報と同一視することはできないから、元役職員の出席に関する情報は、個人的な行動に関する情報と認められる。

したがって、法人等からの出席者のうち元役職員の氏名については、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当である。

しかし、元役職員の職名については、その名簿は通常公表されていないことを考慮すると、一般的にはこれを公開しても、他の情報と比較的容易に関連付けて個人を特定できるとまではいえない。

よって、その職名は、公表された名簿等により個人を特定できる場合を除き、条例第6条第1号に該当せず、公開すべきである。

(4) 非公開部分2の条例第6条第1号該当性

非公開部分2には、出席者の職名の記載はなく、氏名のみが記載されており、一部の者を除き、本会への出席に関する情報は個人的な行動に関する情報と認められることから、その氏名は、条例第6条第1号に該当し、非公開が妥当であるが、次のア及びイに掲げる者の氏名は、同号に該当せず、公開すべきである。

ア 県編集部会からの出席者

県編集部会からの出席者は、在職する報道機関を代表して本会へ出席したものと解され、上記(3)エにおいて当審議会が公開すべきと判断した法人等

の役職員と同様、本会への出席に関する情報は法人の職務遂行に関する情報と解することが相当であることから、その氏名は、条例第6条第1号に該当せず、公開すべきである。

イ 県議会議長経験者のうち県議会議員である者

県議会議長経験者のうち本会開催時において県議会議員である者は、上記(3)アで示したとおり、その氏名は、条例第6条第1号に該当せず、公開すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年3月27日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
令和2年4月17日	・ 審査請求人の意見書を受領
令和2年6月11日 第2部会（第80回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和2年8月5日 第2部会（第81回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和2年9月10日 第2部会（第82回）	・ 審議
令和2年10月20日 第2部会（第83回）	・ 審議
令和2年10月27日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久
 委 員 河 端 亨
 委 員 桜 間 裕 章
 委 員 善 部 修
 委 員 前 田 雅 子